

免除期間・学生納付特例・若年者納付猶予期間のある方へ

国民年金保険料の追納ができます

免除を受けた期間や学生納付特例及び若年者納付猶予を受けていた期間は保険料を全額納付したときに比べると将来の老齢基礎年金額が少なくなります。

●老齢基礎年金の計算式（18年度）

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{\left[\frac{\text{保険料}}{\text{納付月数}} \right] + \left[\frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{3} \right] + \left[\frac{\text{保険料} \frac{3}{4}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} \right] + \left[\frac{\text{半額保険料}}{\text{免除月数}} \times \frac{2}{3} \right] + \left[\frac{\text{保険料} \frac{1}{4}}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{6} \right]}{480 \text{ 円}} = \text{年金額}$$

そこで、これらの期間は10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができますので、将来の年金額の増額にむけて、追納制度をご利用ください。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成18年度中の追納額（追納加算額は毎年度変更）

追納する期間	追納月額	
	全額保険料	半額保険料
平成8年度 (10年を経過していない分に限る)	16,480円	
平成9年度	16,260円	
平成10年度	16,010円	
平成11年度	15,400円	
平成12年度	14,800円	
平成13年度	14,230円	
平成14年度	13,690円	6,840円
平成15年度	13,490円	6,740円
平成16年度	13,300円	6,650円
平成17年度	13,580円	6,790円

年金相談会のお知らせ

と き 平成18年10月24日(火)
10:30～15:00
ところ 山東老人福祉センター 機能回復訓練室
【問い合わせ】 山東支所市民課 TEL 676 - 2080

と き 平成18年10月25日(水)
10:30～15:00
ところ 朝来支所 2階小会議室
【問い合わせ】 朝来支所市民課 TEL 677 - 2110
☆この機会に是非お越しください☆

■問い合わせ 兵庫社会保険事務局豊岡事務所 TEL 0796 - 22 - 3196
市役所市民課 TEL 672 - 6120

国保のひろば

第5回

国保と老人保健の一部が変わります

平成18年10月から、国民健康保険と老人保健の一部が変わりました。

- ①国保前期高齢者、老人保健受給者の一部負担割合が変わりました。
→現役並み所得のある一定以上所得者（世帯）は、自己負担割合が引き上げられました。
- ②国保前期高齢者、老人保健受給者の自己負担限度額が変わりました。
→市民税課税世帯、現役並み所得のある一定以上所得者（世帯）は、1か月あたりの医療費の自己負担限度額が引き上げられました。
- ③国保の70歳未満の方の自己負担限度額が変わりました。
→市民税課税世帯、上位所得者の世帯は、1か月あたりの医療費の自己負担限度額が引き上げられました。
- ④出産育児一時金が変わりました。
→出産育児一時金が引き上げられました。
- ⑤人工透析を要する国保の上位所得者の自己負担限度額が変わりました。
→上位所得者について、自己負担限度額が引き上げられました。
- ⑥食費・居住費の負担が見直されました。
→療養病床に入院する70歳以上の人は、食費・居住費の一部が自己負担となりました。

詳しくは、この広報と一緒に配布するチラシ『みんなの国民健康保険（発行：兵庫県国民健康保険団体連合会但馬支部）』をご覧ください。

■問い合わせ 市民課 TEL 672 - 6120